

## 南国市家庭ごみの分け方・出し方（外国語版）データ製作業務委託仕様書

### （適用範囲）

第1条 本仕様書は、南国市（以下「甲」という。）が受託者（以下「乙」という。）に委託する「南国市家庭ごみの分け方・出し方（外国語版）データ製作業務委託」（以下「本業務」という。）に適用する。

### （業務の目的）

第2条 本業務は、南国市家庭ごみの分け方・出し方の外国語表記のデータを製作することで、地域住民とのトラブル解消に寄与すると共に、外国人との共生社会を加速化させ、外国人が暮らしやすいまちづくりを実現させることを目的とする。

### （履行期間）

第3条 本業務の履行期間は、契約締結の翌日から令和8年1月30日（金）までとする。

### （委託業務内容）

第4条 本業務は以下のとおりとする。

#### （1）翻訳業務

別紙に示すページのみを翻訳すること。

翻訳する言語は、英語・中国語（簡体字）・韓国語・ベトナム語・ビルマ語（ミャンマー）・タガログ語（フィリピン）・インドネシア語の7ヶ国語とする。

#### （2）データ製作業務

上記「（1）」のとおり翻訳した外国語を記載すると共に、外国人が理解しやすいイラストを使用しデータとして製作する。

なお、データの種類は「ワード」「PDF」のみとする。

### （校正業務）

第5条 校正回数は3回とする。但し、第6条の規定により変更が生ずる場合は、協議により校正回数を変更できるものとする。

### （業務内容の変更）

第6条 第4条に規定する業務内容について変更しようとする場合は、書面をもって協議し承諾を得てから行うものとする。なお、軽微な変更として取り扱う事項に関しては、甲と乙の協議により変更契約を伴わないものとする。

### （成果品）

第7条 本業務で納入すべき成果品は、次のとおりとする。

- （1）電子データ（CD-R、DVD-R いずれでも可。） 一式
- （2）その他、甲が指示するもの。 一式